

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業実施要領

制定 令和3年12月24日3輸国第3306号
農林水産省輸出・国際局長通知

改正 令和4年4月1日3輸国第5387号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄の1の（1）のアの輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体欄の1の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、独立行政法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費については、以下のとおりとする。

1 中国等向けラベル切替等支援事業

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）に基づき、マーケットインの発想に立った輸出の拡大に向け、食品製造事業者等に対して、中華人民共和国等の輸出先国の規制に対応するために行う、製品仕様、容器・包装表示及び製品ラベルの変更等に必要な原料調達先の調査、製品設計の検討、試験製造、製品検査等及び新製品の試験販売等に伴う経費を支援する。

（補助対象経費）

人件費、旅費、謝金、賃金、役務費、賃借料、包材・食品分析費、試験製造費（原料費、消耗品費、光熱費、製造機器のレンタル・リース費等）、包装・包材試作費、委託費、翻訳費、試験販売等に係る費用（宣伝費、商談会出展費、輸送費等）、消耗品費等

2 EU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（加工食品）

輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットインの発想に立った輸出の拡大に向け、加工食品の製造事業者やこれらに食品接触材を提供する容器包装事業者に対して、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が求める食品接触材に関する適合宣言書の作成等への対応に必要な経費を支援する。

（補助対象経費）

人件費、謝金、賃金、役務費、賃借料、委託費、翻訳費、消耗品費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 中国等向けラベル切替等支援事業

（1）必須となる基準

ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

イ 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

エ G F P コミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry>) に登録していること。

(2) 優先採択に係る基準

- ア 輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組であること。
- イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 34 条第 1 項の規定に基づく輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けた事業実施主体であること。
- ウ 直近 3 か年の輸出額の実績の平均が 100 万円以上であること。

2 EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（加工食品）

(1) 必須となる基準

- ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- イ 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- ウ 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- エ G F P コミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/entry>) に登録していること（農林水産物・食品を輸出する事業実施主体に限る。）。

(2) 優先採択に係る基準

- ア 輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組であること。
- イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程に基づく計画の認定を受けた事業実施主体であること。

第 6 成果目標

1 中国等向けラベル切替等支援事業

本事業の目標年度は、事業実施後の次年度とする。成果目標は、目標年度における輸出額及び輸出品量とする。

2 EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（加工食品）

本事業の目標年度は、事業実施後の次年度とする。成果目標は、輸出先国が求める適合宣言書を 1 点以上作成し、かつ、当該宣言書に基づき、食品接触材と加工食品が一体的に輸出先国に輸出されることとする。

第 7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第 5 の 1 の規定に基づき、別記様式 2 により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出して、承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づき、事業実施計画の変更（同要綱第5の2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 交付要綱別表1の1の(1)のアの輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (3) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、輸出・国際局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業に関する交付決定前着手届（別記様式3）を輸出・国際局長に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。

- (3) 輸出・国際局長は、(1)ただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるよ

うにするものとする。

第8 事業実施結果等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略することができるものとする。

2 輸出実績の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度、別記様式4により輸出実績報告書を作成し、年度終了後1か月以内に輸出・国際局長に報告するものとする。

3 事業実施状況の途中報告

輸出・国際局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じて、事業実施の途中に事業実施主体に対し、事業実施状況を報告するよう求めることができるものとする。

第9 事業遂行状況の報告

交付要綱第15に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末日までに交付決定者（交付要綱第5の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第14の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 収益納付

1 事業実施主体は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、実施要綱第8の1の規定に基づき、別記様式5により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末日までに輸出・国際局長に報告するものとする。

なお、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 輸出・国際局長は、1の報告により事業実施主体が相当の利益を得たと認めるときは、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じる

ことができるものとする。

- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第11 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、国に提出することを条件に、事業実施主体に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

第12 財産の管理等及び財産処分の制限

事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第13 報告又は指導

輸出・国際局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1 (第2関係)

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業特認団体承認申請書
(事業名：(実施要領第3事業の内容等の1又は2の事業名を記載))

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (年 月～ 年 月)

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
(注) 事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類 (注)
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程 (又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式2（第7及び第8関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

（事業名：（実施要領第3事業の内容等の1又は2の事業名を記載））

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 事業実施計画の変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。
 - 3 事業実施計画の変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
 - 4 事業実施計画の中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表1の輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1. 事業実施主体の概要

事業名	輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業 (事業名：(実施要領第3事業の内容等の1又は2の事業名を記載))
-----	--

事業担当者名及び連絡先	団体名		
	氏名 (ふりがな)		
	所属 (部署名等)		
	役職		
	所在地		
	電話番号		F A X
	E-mail URL		
経理担当者名及び連絡先	氏名 (ふりがな)		
	所属 (部署名等)		
	役職		
	電話番号		F A X
	E-mail URL		

2. 事業の目的

--

(注) 本事業において対象とする品目及び輸出先国（現在、輸出実績がある場合には、直近の輸出額）を明記するとともに、当該品目を輸出するに当たり、実施要領第3事業の内容等の1の場合は製品仕様の変更等が必要となる輸出先国の規制等が分かるように、同要領第3事業の内容等の2の場合は輸出先国が求める食品接触材に関する適合宣言書の作成等が必要と分かるように記載すること。

3. 事業の内容

ア：実施内容

イ：実施方法

ウ：実施体制（事業実施、経理その他管理体制）

(注) 事業担当の氏名及び役割、委託する場合の委託先との関係並びに委託内容を図表等により記載すること。

エ：実施スケジュール

オ：成果目標

【第3事業の内容等の1の場合】

(注) 事業実施後の次年度の輸出額及び輸出品量目標を設定すること。

(単位：千円)

品目	輸出先国	目標額・量	事業実施計画 作成時	事業終了から 1年後
		目標額		
		目標量 (単位)		

【第3事業の内容等の2の場合】

(注) 事業実施後の次年度の目標とする輸出品目・輸出先国・適合宣言書の作成数を設定すること。

4. 添付資料

必要に応じて資料を添付すること。

別記様式3（第7関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業に関する交付決定前着手届（事業名：（実施要領第3事業の内容等の1又は2の事業名を記載））

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

(別添)

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1:「事業費」欄は、総事業費(税込)とします。

別記様式4（第8関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業に関する輸出実績報告書
(事業名：(実施要領第3事業の内容等の1又は2の事業名を記載))

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業実施要領（令和3年12月24日付け3輸国第3306号農林水産省輸出・国際局長通知）第8の2に基づき、以下のとおり報告する。

(単位：千円又は点)

品 目	輸出先国	○年度 輸出額又は 適合宣言書作成数

- (注) 1 品目・輸出先国の組み合わせごとに記載すること。
2 上記表の「○年度 輸出額又は適合宣言書作成数」の欄については、実施要領第3事業の内容等の1については「輸出額」を同要領第3事業の内容等の2については「適合宣言書作成数」を記載すること。
3 必要に応じ、実績額の根拠資料や作成した適合宣言書を添付すること（任意様式又はURL）。

別記様式5（第10関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業に係る収益報告書
(事業名：(実施要領第3事業の内容等の1又は2の事業名を記載))

令和○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業に関する令和○年度の収益の状況について、輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業実施要領（令和3年12月24日付け3輸国第3306号農林水産省輸出・国際局長通知）第10の1に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。